

行政財産使用許可書（案）

大阪府指令パセ第 号

住 所

氏名（法人名）

令和8年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次のとおり許可します。

令和 年 月 日

大阪府パスポートセンター所長

適格請求書発行事業者の登録番号 T4000020270008

第1 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大阪府パスポートセンター
- (2) 所 在 地 大阪市中央区大手前3-1-4 3
- (3) 使用部分 ロビー壁面 3箇所
(別図のとおり)

第2 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、許可物件を大阪府パスポートセンター広告事業実施要領に基づく広告等の掲載以外の用途に供してはならない。

第3 許可物件に掲載を認める広告は、次のとおりとする。

- ・規格等 B1サイズポスター8枚分の広告等スペース
(ロビー壁面3箇所)

第4 使用を許可する期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

第5 使用料は、1年につき金 円とする。（うち、消費税及び地方消費税相当額金 円※適用税率10%）

第6 使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。

第7 使用料は、公有財産に関する条例、規則等の改正または許可物件の増改築、模様替え等により使用料を改訂されることがある。

第8 使用者は、許可物件の維持保存及び許可物件に掲載する広告の維持管理等のため通常必要とする経費を負担しなければならない。

第9 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件の維持保存及び許可物件に掲載する広告の維持管理に努めなければならない。

第10 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、パスポートセンター所長（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。

第11 使用者は、許可物件を転貸する等第三者に使用させ、または担保に供してはならない。

第12 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (1) 大阪府（以下「府」という。）が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可書の内容に違反したとき。
- (3) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 使用者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。

第13 府は、第12の使用許可の取消し又は変更により、使用者に損失が生じても、これを補償しない。

第14 使用者は、使用許可の期間が満了したとき、又は第12により使用許可が取り消され、若しくは変更されたときは、指定された期日までに、自己の負担において、許可物件に掲載する広告物を撤去し、許可物件の全部又は一部を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、特に許可者の承認を受けたときは、この限りでない。

第15 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件をき損等したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、許可物件を原状に回復したときはこの限りでない。

第16 第15の場合のほか、使用者は、この許可内容に定める義務を履行しないため府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第17 使用者は、使用許可期間が満了し、又は使用許可の取消しがあった場合において、使用許可期間中に使用者が許可物件に関して投じた必要費及び有益費があっても、これを府に請求しないものとする。

第18 許可者は、許可物件について隨時に実地調査を行い、その使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

第19 この使用許可について疑義があるとき、又は許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて許可者の決するところによる。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事（以下「知事」という。）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府を被告として（訴訟において府を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(別図)

